

茂原市地域包括支援センター事業実施方針

1 方針策定の趣旨

この事業実施方針は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項の規定に基づき、茂原市地域包括支援センターの目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的とします（市町村は包括支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができます）。

2 茂原市地域包括支援センターの意義及び目的

保険者である茂原市には、法第2条に示すとおり、次の事項に配慮しつつ介護保険を運営する責務があります。

- ・要介護状態または要支援状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう行われると共に、医療と連携すること。
- ・被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されること。
- ・内容及び水準は、被保険者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。

前述の被保険者に対する配慮すべき事項を実現するための体制が、「地域包括ケアシステム」であり、具体的には高齢者のニーズに応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを適切に組み合わせ提供する体制を指します。

保険者である茂原市は「地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、保険者機能を補完する機関として茂原市地域包括支援センターを設置して、地域の被保険者の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な相談援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業や介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援事業を一体的に実施します。

3 設置及び体制

茂原市は、茂原市地域包括支援センターの設置者として「地域包括ケアシステム」を構築するための体制整備に努め、その事業運営について適切に関与します。

茂原市地域包括支援センターは、市全域を担当する地域包括支援室（基幹型）及び日常生活圏域を担当する4か所の地域包括支援センターから構成されます。

地域包括支援室（基幹型）は地域包括支援センターが担当する業務の支援等、基幹的業務及び介護予防支援事業等を実施します。地域包括支援センターは担当する日常生活圏域において、総合相談支援業務や権利擁護業務等を実施します。なお、市は地域包括支援センターの運営を、公正・中立かつ効率的に実施することが可能と判断した社会福祉法人等に対し委託できるものとします。

地域包括支援センターが担当する日常生活圏域は、人口や専門職の人材確保の状況、地域における生活圏域との整合性に配慮し、効率的で効果的な業務が行われるよう、茂原市地域包括支援センター運営協議会の意見を聴取しながら茂原市が設定します。

なお、地域包括支援センターの担当圏域の高齢者人口や要介護認定者数他や、職員配置数は次の表のとおりです。

(令和3年6月1日現在 単位 人)

	本納地区	中央地区	茂原地区	南地区
担当圏域における65歳以上人口数	4,566	9,460	8,276	7,056
担当圏域の介護認定者数	845	1,459	1,473	1,107
要介護1～要介護5	643	1,083	1,079	809
要支援1、要支援2	202	376	394	298
設置主体の直営・委託の別	委託	委託	委託	委託
設置主体	社会福祉法人			

職員配置の状況	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員	事務職員	計
地域包括支援室（基幹型）	1	1	1	5 (1層：1)	8 (1層：1)
みなみ地域包括支援センター	1	1 (2層：1)	1		3 (2層：1)
ほんのう地域包括支援センター	2	1	2 (2層：1)	1	6 (2層：1)
ちゅうおう地域包括支援センター	1 (2層：1)	2	1		4 (2層：1)
もばら地域包括支援センター	1	2 (2層：1)	1		4 (2層：1)

※（ ）：生活支援コーディネーターの人数（内数）

4 基本的な考え方及び理念

(1) 地域包括ケアの推進

茂原市地域包括支援センターは、担当地域の特性や実情を踏まえ、地域住民が抱える課題を把握し、保健、医療、福祉サービスのみならず、司法機関や民生委員、社会福祉協議会、近隣住民の助け合い等あらゆる社会資源と連携を図り、地域包括ケア推進のため、その中核機関としての役割が果たせるように取り組み活動します。また地域のネットワーク構築のため、「地域ケア会議」により、個別課題の解決だけでなく、地域の課題を把握とその解決に向け、地域資源の開発や地域づくりを積極的に実施していきます。

(2) 専門職によるチームアプローチの実施

茂原市地域包括支援センターには、主に包括的支援事業に係る業務を担当する保健師（保健師に準ずるものを含みます。以下保健師等という。）、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、専門職がそれぞれの専門性を活用しながら連携協働する「チームアプローチ」を実践しながら、処遇困難事

例や地域の課題に対応していきます。

また、地域の介護支援専門員が抱える課題やニーズを把握し、専門的見地から相談に応じ、助言指導を実施します。

(3) 公正性、中立性の確保

茂原市地域包括支援センターは、保険者機能を補完する「公共的な機関」であること、その運営に関する費用は、保険料、国、県、市の公費により賄われていることを十分認識し、公正かつ中立性の高い事業運営を確保します。

5 業務の実施方針

(1) 基本的事項

① 年間事業計画の策定

茂原市地域包括支援センターは、市が示す重点的に取り組むべき事項を基に、各日常生活圏域の実情に応じた年間事業計画を策定します。

② 職員の姿勢

茂原市地域包括支援センターの職員は、高齢者の意思を尊重しつつ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、社会資源を活用・調整しながら支援することを念頭に置き業務を遂行するよう努力します。意思疎通が難しい高齢者の支援にあたっては 当該高齢者の権利を擁護する代弁者であるという視点を忘れず業務を遂行するよう努力します。

③ 相手の立場に立った相談・支援と記録の保存

茂原市地域包括支援センターは、高齢者に関する総合相談窓口であり、様々な相談に対しワンストップで対応します。相談者に対しては、個々の状況に応じたきめ細やかな相談・支援を継続的に実施します。また、相談・計画については経年・経時的に記録され、その後の支援に活用されます。

④ 職員対応能力の向上

茂原市地域包括支援センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的として、研修等に積極的に参加し能力の向上に努めます。また各職員が学んだ内容は他の職員に伝達・共有し、すべての職員が能力の向上を図るよう努力します。

⑤ 行政機関との連携強化

茂原市地域包括支援センターの業務は多岐に渡るため、市や県の関係機関や、社会福祉協議会等の公的機関等と密接に関係しています。処遇困難ケース等にも迅速に対応できるよう、連携を図り対応していきます。

茂原市地域包括支援センター連絡会議

茂原市地域包括支援室と地域包括支援センター職員が参加し、情報交換や事例検討等を実施し、資質向上に努めます。

・茂原市地域包括支援センター運営協議会

地域の医療・保健、福祉、介護の関係機関や被保険者及び介護者の他、市関係部署が参加し、茂原

市地域包括支援センターが公正かつ中立性をもって適正に運営されているか等について協議を行います。

⑥ 地区民生委員協議会定例会

民生委員児童委員との情報交換などを行うため、必要に応じて地区民生委員協議会の定例会に参加します。

⑦ 地域との連携

自治会や長寿会、介護予防団体等、地域で活動する団体の会議等に参加し、協力関係を深めます。

⑧ 生活支援体制整備支援事業等との連携

生活支援体制整備事業における、生活支援コーディネーターの活動（地区のニーズの集約、地域資源の把握、協議体の設置運営等を実施）への協力及び協議体への参加や、在宅医療・介護連携推進事業における在宅医療・介護の実施機関との連携を図ります。

⑨ フレイル予防事業、認知症事業への協力

市が実施するフレイル予防事業や認知症予防事業の運営に協力し、フレイルや認知症のリスクのある高齢者の把握及び相談支援を行います。

⑩ 法令の遵守

茂原市地域包括支援センターの運営等に当たっては、関係法令の遵守を徹底します。

⑪ 個人情報の保護

茂原市地域包括支援センターは、業務上高齢者等の個人情報を知りうる立場にあり、その保護については、個人情報保護法及び茂原市個人情報保護条例に基づき、情報の漏洩防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底するとともに、内部規定を備えるなどの措置を講じます。

⑫ 苦情対応

茂原市地域包括支援センターに関する対する苦情等については、その内容を記録保存し、迅速かつ適切に対応し、茂原市地域包括支援室に報告します。

⑬ 事業評価

茂原市は、茂原市地域包括支援センター運営会議等を利用して、茂原市地域包括支援センターの事業進捗状況を随時確認します。

また茂原市は、茂原市地域包括支援センターが実施する自己評価とヒアリングをもとに、茂原市地域包括支援センターの事業を評価し、それらを茂原市地域包括支援センター運営協議会に諮ることとします。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務

事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント

茂原市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用する事業対象者に対し、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、おかれている環境、その他留意すべき状況に応じて、その選択に基づいた適切なサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的な視点から必要な援助を行います。

(3) 総合相談支援業務

① 広報活動

茂原市地域包括支援センターに対する理解と協力を得るため、広報誌やホームページでの周知、福祉センターや公民館におけるパンフレットの配置等を通じて広報活動を行います。さらに、実施可能な出前講座のメニューを示し、地域包括支援センターを積極的に活用するよう周知を行います。

② 地域ネットワークの構築

支援を要する高齢者を把握し、継続的な支援を行うために、高齢者に関する保健・医療・福祉・介護サービス関係者や、民生委員・自治会、長寿会等地域の方々など、様々な関係者とのネットワークの構築に努めます。

また、継続的な支援を要する高齢者については、心身や環境等状況の変化に合わせて、適切に対応するよう関係者と連携し、情報共有を図りながら、支援を行います。

③ 実態把握

茂原市が提供する情報や前項で構築したネットワークを活用し、高齢者本人、家族、民生委員、医療機関、介護予防サービス事業者等、様々な機関や関係者と連携しながら、郵送による高齢者連絡票、訪問活動、電話相談等の手段により、支援を要する高齢者を把握します。また必要に応じて、適切なサービスや制度に繋ぎ、継続的な支援を行います。

④ 総合相談業務

高齢者本人、家族、近隣住民、民生委員等から寄せられる様々な相談に対応し、サービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介等支援を行います。なお専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、課題を明確にした上で、適切なサービスや制度に繋ぎ、継続的支援を行います。また保健福祉サービスの申請代行等の便宜を図ると共に、当該高齢者等の現状把握を行います。

(4) 権利擁護業務

① 権利擁護業務における茂原市と茂原市地域包括支援センターの権限について

権利擁護業務を遂行するにあたり、次の表に示す権限は地域包括支援センターには備わっていないことを理解する必要があります。これらの権限の行使が必要な場合は、茂原市と連携し、適切に行う必要があります。

権限	根拠法令
養護老人ホームへの措置	老人福祉法第11条第1項第1号
特別養護老人ホームへのやむを得ない措置	老人福祉法第11条第1項第2号
養護委託	老人福祉法第11条第1項第3号
居宅サービス等のやむを得ない措置	老人福祉法第10条の4第1項
成年後見制度市長申し立て	老人福祉法第32条
重大な危険が生じている恐れがある高齢者の居宅への立ち入り調査	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条
虐待を行った養護者に対する被虐待高齢者への面会制限	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第13条

② 権利擁護教務における茂原市地域包括支援センターの役割

権利擁護に関する啓発

高齢者虐待の予防や通報、成年後見制度・日常生活自立支援事業等の利用促進及び消費者被害に関する情報提供など、保健・医療・福祉・介護等関係者だけでなく、広く地域住民に対して、権利擁護に関する意識を啓発するための活動を行います。なお、普及啓発活動は権利擁護に係るテーマや地域の実情に応じて実施します。

③ 高齢者虐待通報の受理及び介入

高齢者虐待に関する通報や相談を受理した場合は、茂原市と役割分担を協議の上速やかに事実確認を行い、茂原市高齢者虐待対応マニュアルに基づき支援を開始します。但し生命の危険性が高いと判断した場合には、速やかに地域包括支援室に連絡し、必要な措置を講じるよう協議を行います。

④ 成年後見制度等の活用支援

認知症高齢者や虐待等の理由により、財産管理や身上監護等が適切に行われていない事案については、状況に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を支援します。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

① 地域における包括的・継続的ケアマネジメント支援体制の構築

介護支援専門員が、担当する高齢者の方を包括的継続的に支援できるよう、地域包括支援センターは、保健・医療・福祉・介護等サービスの実施や、地域のボランティア団体、インフォーマルサービスを行う事業者、民生委員等の他職種協働による連携体制を構築します。

② 介護支援専門員支援

茂原市地域包括支援センターは、介護支援専門員が担当する高齢者の方に対するケアマネジメント等について、専門的な見地から日常業務の相談に応じます。特に処遇困難事例を担当する介護支援専門員に対しては、同行訪問や地域ケア個別会議等を活用しながら活動を支援します。

(6) 地域ケア会議推進事業に関する業務

① 地域ケア会議

包括的継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するためには、他職種協働による地域包括支援ネットワークを構築することが必要とされていますが、このネットワークを活用しながら、高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくための手法が地域ケア会議です。

地域ケア会議は、茂原市地域包括支援センター、市地域包括支援室、保健、医療、介護、地域の関係団体の他職種が参加する会議であり、他職種が協働して支援困難事例等の個別課題の解決を図ると共に、自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう介護支援専門員の能力を高め、個別事例の課題分析などを積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、介護保険事業計画への反映など政策形成につなげる機能を有します。

② 地域ケア個別会議、介護予防のための地域ケア個別会議の開催

地域包括支援センターは、支援困難事例を担当する介護支援専門員への支援及び介護支援専門員の資質向上に資する他職種連携推進のために必要と判断した場合は、個別課題解決機能を有する地域ケア個別会議を随時開催します。またネットワーク構築機能、地域課題把握機能を有する地域ケア個別会議を、適宜開催するものとします。なお、抽出した地域課題については必要に応じて、地域包括支援センターに配置した第2層生活支援コーディネーターと連携し、協議体へ提示するものとします。

地域ケア個別会議では、市包括支援室（基幹型）は、地域包括支援センターが行う会議の運営に当たり、助言などを行います。

介護予防のための地域ケア個別会議では、市包括支援室（基幹型）が中心となり開催し、地域包括支援センターは運営に協力を行います。